保護者の皆さまへ

令和７年度　就学援助制度について

大東市教育委員会

お子様を小・中学校に就学させるのに、経済的な理由でお困りの保護者に対して、就学に必要な費用の一部を援助する制度です。**※毎年度申請が必要です。また小学校入学準備金を受給された方も、あらためて申請が必要です。**

１ 援助の対象となる方

大東市立小・中学校または大阪府立中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、**次の項目①～④のいずれかに該当する方**です。（但し、他の制度で同様の費目の給付を受けている場合は、支給されない費目があります。）

①申請日時点で、生活保護を受けている方

※原則、生活保護受給中は就学援助の申請は不要です。ただし、令和７年４月１日から申請日までに生活保護を受けていない期間がある方は就学援助の申請が必要です。
なお、生活保護受給中の就学援助費支給対象費目は修学旅行費と裏面に記載されている疾病の医療券のみです。

②本年度または前年度、生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた方（家計の主宰者に限る）

③申請日時点で、児童扶養手当法第４条に基づく、児童扶養手当の支給を受けている方（家計の主宰者に限る）

④令和６年中（令和６年１月１日～令和６年１２月３１日）の世帯全員の所得の合計が、下記の「令和７年度認定基準額」以下の世帯

２ 令和７年度認定基準額

世帯員	認定基準額（所得金額）　※給与収入者は給与所得控除後の金額	
２人	２，２４８，０００円以下	★世帯員のうち、給与収入者がいる場合は、給与収入者の人数に応じて、１人あたり１０万円を左記の金額に加算。 ※給与所得控除後の金額が１０万円に満たない方については、給与所得控除後の金額に相当する金額を加算
３人	２，４９９，０００円以下	
４人	２，９２８，０００円以下	
５人	３，３１２，０００円以下	
６人	３，７９９，０００円以下	
７人	４，２２２，０００円以下	
８人	４，６４６，０００円以下	
９人	５，０７０，０００円以下	
１０人	５，４９３，０００円以下	
１１人	５，９１７，０００円以下	

※世帯員につき、特別な事情（不慮の事故、長期療養、災害、倒産、リストラによる解雇、高額な療養費の支出等）がある方は、別途ご相談・審査いたします。申請書に記載がない事項は考慮できません。

※令和７年度において、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている場合は、手帳が交付されている人数に７５万円乗じた額を世帯所得から差し引いて審査します。

３ 所得の申告について

□令和７年１月２日以降に大東市に転入された方は、令和７年度の課税証明書（６月以降に前住所で取得可能です）または令和７年度住民税決定通知書（６月頃に郵送されます）等の所得金額が証明される書類を必ず提出してください。（同一世帯に収入のある方全員の証明が必要です。）

（注）就学援助制度を申請する保護者は、前年の所得の有無にかかわらず、必ず所得の申告または令和７年度住民税の申告を済ませておいてください。（所得の申告や書類の提出が遅れた場合、就学援助費を予定日に振り込むことができない場合や、否認定となることもありますので、ご注意ください）

４ 申請受付期間および申請方法

※どの申請方法でも５月３０日（金）までに申請があれば認定月を４月とします。

当初申請期間以降３月の修了式の日（申請の最終期限）までの申請は、申請月を認定月とし、４月にはさかのぼりません。また申請方法は紙の申請書のみ受付となりますのでご注意ください。

＜窓口での手続き＞

当初申請期間	日時：**令和７年５月１６日（金）～５月３０日（金）**＜土・日・祝は除く＞ 時間：**午前９時～午後５時３０分** ※特別な受付日として下記を設けておりますので、ご利用ください。 夜間延長受付日：５月１６日（金）、５月２７日（火）は午前９時～午後８時まで
申請場所	大東市立市民会館５階　研修・会議室
申請方法	受給申請書に必要事項を記入し、下記の持ち物を持参のうえ、保護者様が直接ご申請ください。（申請書は上記受付にて配布しています。ＨＰからのダウンロードも可）
持ち物	①預貯金通帳またはキャッシュカード（振込を希望する口座　※保護者名義に限ります） ②児童扶養手当証書（該当者のみ）※児童手当は対象外です。 ③身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（該当者のみ）

＜電子申請での手続き＞ ※メールでの申請は受付しておりません。

当初申請期間	**令和７年５月１６日（金）～５月３０日（金）**
申請方法	①パソコン、スマートフォン等で「大東市電子申請システム」のポータルサイトにアクセスし、利用者の新規登録を行う。 ②「申請できる手続き一覧」から「令和７年度就学援助の申請手続き」を選択し、必要事項を入力して申請。 電子申請システムおよび利用者登録は右記QRコードからアクセスできます。 大東市電子申請システム　利用者登録の方法 ※電子申請の期限は５月３０日までです。それ以降は紙の申請書で申請してください。

＜郵送での手続き＞

当初申請期間	**令和７年５月１６日（金）～５月３０日（金）　※５月３０日（金）消印有効**
申請方法	受給申請書（ＨＰよりダウンロード可）に必要事項をご記入いただき、下記を添付して郵送。 ※郵便の遅延や不着等の責任は負えません。必ず簡易書留や特定記録郵便等、郵送の記録が残る郵便で送付してください。
宛先	〒５７４－００７６　大東市曙町４番６号 大東市教育委員会　学校管理課　就学援助担当あて
添付書類	①保護者名義の預貯金通帳またはキャッシュカードのコピー（名義人、口座番号がわかる部分） ②児童扶養手当証書のコピー（該当者のみ）※児童手当は対象外です。 ③身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー（該当者のみ）

※提出済みの申請書の追記・差替えは認められませんのでご注意ください。

裏面に続きます。

５ 令和７年度就学援助費支給予定額

※表中の支給額は予定額です。実際の支給額は、国の通知等により変更することがあります。

◇小学校

<table>
<tr><th>費目</th><th>学年</th><th colspan="3">金額</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>新入学学用品費</td><td>１年生</td><td colspan="3">５７，０６０円</td><td>小学１年生の入学式時点で受給認定を受けている場合に１学期分と合算で支給予定
※５月３１日以降の申請には支給できません。
※小学校入学準備金を受給した方は支給できません。</td></tr>
<tr><td>中学校入学準備金</td><td>６年生</td><td colspan="3">６３，０００円</td><td>小学６年生の３月１日時点で受給認定を受けている場合に３学期分と合算で支給予定</td></tr>
<tr><td rowspan="6">学用品費</td><td rowspan="3">１年生</td><td rowspan="3">年間
11,630 円以内</td><td>1 学期分</td><td>3,950 円</td><td rowspan="9">認定月により支給額が変わります。</td></tr>
<tr><td>2 学期分</td><td>4,800 円</td></tr>
<tr><td>3 学期分</td><td>2,880 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">２～６年生</td><td rowspan="3">年間
13,900 円以内</td><td>1 学期分</td><td>4,700 円</td></tr>
<tr><td>2 学期分</td><td>5,750 円</td></tr>
<tr><td>3 学期分</td><td>3,450 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">オンライン学習
通信費</td><td rowspan="3">全学年</td><td rowspan="3">年間
15，000 円</td><td>1 学期分</td><td>5,000 円</td></tr>
<tr><td>2 学期分</td><td>6,250 円</td></tr>
<tr><td>3 学期分</td><td>3,750 円</td></tr>
<tr><td>校外活動費
（泊なし）</td><td>全学年</td><td colspan="3">実費（年間１，６００円以内）</td><td rowspan="3">実費とは実際にかかった費用をいいます。
認定日以降が対象です。
実施学期ごとに支給します。</td></tr>
<tr><td>校外活動費
（泊あり、林間臨海スキー等）</td><td>５・６年生</td><td colspan="3">実費</td></tr>
<tr><td>修学旅行費</td><td>６年生</td><td colspan="3">実費</td></tr>
</table>

◇中学校

<table>
<tr><th>費目</th><th>学年</th><th colspan="3">金額</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>新入学学用品費</td><td>１年生</td><td colspan="3">６３，０００円</td><td>中学１年生の入学式時点で受給認定を受けている場合に１学期分と合算で支給予定
※５月３１日以降の申請には支給できません。
※小学校６年生で中学校入学準備金を受給した方は支給できません。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">学用品費</td><td rowspan="3">１年生</td><td rowspan="3">年間
22,730 円以内</td><td>1 学期分</td><td>7,610 円</td><td rowspan="9">認定月により支給額が変わります。</td></tr>
<tr><td>2 学期分</td><td>9,450 円</td></tr>
<tr><td>3 学期分</td><td>5,670 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">２～３年生</td><td rowspan="3">年間
25,000 円以内</td><td>1 学期分</td><td>8,360 円</td></tr>
<tr><td>2 学期分</td><td>10,400 円</td></tr>
<tr><td>3 学期分</td><td>6,240 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">オンライン学習
通信費</td><td rowspan="3">全学年</td><td rowspan="3">年間
15,000 円</td><td>1 学期分</td><td>5,000 円</td></tr>
<tr><td>2 学期分</td><td>6,250 円</td></tr>
<tr><td>3 学期分</td><td>3,750 円</td></tr>
<tr><td>校外活動費
（泊なし）</td><td>全学年</td><td colspan="3">実費（年間２，３１０円以内）</td><td rowspan="3">実費とは実際にかかった費用をいいます。
認定日以降が対象です。
実施学期ごとに支給します。</td></tr>
<tr><td>校外活動費
（泊あり、林間臨海スキー等）</td><td>１・２年生</td><td colspan="3">実費</td></tr>
<tr><td>修学旅行費</td><td>３年生</td><td colspan="3">実費</td></tr>
</table>

※今年度は、学校給食費が無償のため、就学援助からの支給はありません。

６ 認定および支給について

□申請書の内容を審査し、７月下旬頃に保護者宛に郵送で結果を通知します。
※認定に際し、必要に応じて、学校長や民生委員の所見を求めることがあります。

□支給時期は、１学期分（４月～７月）は９月末、２学期分（８月～１２月）は１月末、３学期分（１月～３月）は３月末の支給予定です。

□新入学学用品費、中学校入学準備金を他市町村で受給されている場合または教育扶助の入学準備金を受給されている場合は、新入学学用品費、中学校入学準備金は支給対象となりません。

□独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金（４６０円）は１０月下旬に返金予定です。（ただし、５月１日時点の認定者に限ります。）

□保護者名義の預貯金口座に振り込む方法（直接支給）と、学校長を通じて保護者に支給する方法（間接支給）があります。

□就学援助費の申請後、振込口座を変更または廃止等された場合は必ず届出してください。届出がない場合、振込ができませんのでご注意ください。

７ その他の注意事項

□就学援助の認定を受けても、学校徴収金の支払いは必要です。不足が生じる場合や支払いが困難な場合は、学校とご相談ください。学校徴収金の未納・滞納が生じた場合は、学校からの報告に基づき、振込方法を学校長を通じて保護者に支給する方法（間接支給）に変更いたします。

□教育委員会での申請が困難な場合は、学校経由での申請も受付けますので、学校にご相談ください。ただし、学校経由で申請される場合は必ず５月２８日（水）（平日のみ受付）までに学校に提出してください。

□年度途中で転出等により大東市立の学校または大阪府立中学校以外に通われる場合、通われていた学校の転出日をもって就学援助の受給資格は廃止となり、在学期間中の金額しか支給しません。新しい学校での就学援助の受給を希望される場合は、転出先の市町村等で受給申請をしてください。

□認否決定に伴う所得額確認のため、担当職員が本市課税台帳を閲覧させていただきます。また、住民情報確認のため、本市住民基本台帳を閲覧させていただきます。

８ 医療券について

就学援助受給認定者の児童・生徒が次の疾病になった場合、下記の２つの要件をどちらも満たす方が、医療費援助を受けられます。

①就学援助制度で要保護・準要保護として認定された児童・生徒であること。
②次の疾病（学校病）のいずれかに該当すること。

□眼科・・・・・・・トラコーマ、結膜炎（アレルギー性結膜炎は対象外）
□耳鼻咽喉科・・・・慢性副鼻腔炎（急性副鼻腔炎・アレルギー性副鼻腔炎は対象外）
　　中耳炎、アデノイド
□皮膚科・・・・・・白せん、疥せん、のうかしん
□歯科・・・・・・・う歯（虫歯）
□その他・・・・・・寄生虫病

※医療費の援助を受けるためには「医療券」が必要です。
※**病院等に行く前に**教育委員会学校管理課で医療券の発行を受けてから、健康保険証と共に、病院等に提出して受診してください。（子ども医療証の提示は不要です。）
※就学援助の認否判定前（４月～８月）でも医療券の発行は可能です。ただし、就学援助を申請しなかった場合、または審査結果が否認定だった場合は、**医療費を返還していただきます。**また発行した医療券のうち、未使用のものがある場合には、必ず学校管理課へ返還してください。

＜問い合わせ先＞
大東市教育委員会　教育総務部　学校管理課
電話：０７２－８７０－９６４２（直通）